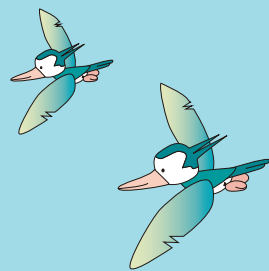




山梨県で 就職する方の

奨学金返還を支援します！



山梨県内に一定期間居住し、対象企業に勤務した方の
大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の返還を
山梨県と就職先企業が支援します。
本制度の利用を希望する方を募集します。



やまなし人材定着奨学金返還支援制度

支援対象者

大学等を卒業し、令和7年4月1日以降に対象企業に
正規雇用で就職する35歳未満の方

※大学等：大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校
※既卒者も一定の要件を満たした場合、対象となります。

対象企業

山梨県内に本社を有する中小企業または、勤務先を山梨
県内に限定した採用を行う中小企業等で正規雇用による
採用予定があり、支援を行うとして県の登録を受けてい
る企業等

対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金（第1種・第2種）

支援内容

最大 **8** 年・総額 **120** 万円

大学等の在学時に貸与を受けた奨学金総額（既卒者
については返還残高）の2分の1を8年間で補助します。
毎年の支援額は、前年度の奨学金返還実績を参考に
決定します。

※市町村支援満了者は最大4年・総額60万円を上限とします。

詳しい制度の仕組み、最新情報はここから ▶▶▶
やまなし人材定着奨学金返還支援 特設 WEB サイト
<https://shougakukin.pref.yamanashi.jp/>



詳細は裏面をご覧ください ▶▶▶

<ご相談・お問い合わせ>

山梨県事業委託先

ヒューコムエンジニアリング株式会社 やまなし人材定着奨学金返還支援事務局
TEL:080-7044-0200 平日9時～17時（12/29～1/3は除く）

➡ 支援の流れ

STEP
01

登録（認定）申請・決定

県に支援対象者の登録（認定）申請をしていただき、県が登録（認定）を行い、通知します。特設 WEB サイトから申請書をダウンロードし、郵送いただくかまたは電子フォームからの申請が可能です。

STEP
02

登録企業への就職

STEP
03

補助金の交付申請・決定

採用された支援対象者には登録企業の在職証明書等必要書類を添付の上、県に補助金交付申請を行っていただきます。県が交付決定を行い、通知します。

STEP
04

奨学金の返還

採用された支援対象者は、独立行政法人日本学生支援機構に奨学金を返還します。

STEP
05

補助金請求

支援対象者は、毎年度県に前年度の奨学金返還の状況や勤務・居住の状況報告と補助金の請求を行います。

STEP
06

補助金交付

県から支援対象者に対して補助金が交付されます。

➡ 登録（認定）申請期間

・2026 年度就職予定の方：令和 8 年 3 月 18 日（水）まで

ただし、既卒者（令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 8 年 4 月 30 日（金）までの就職を希望する方）・市町村支援満了者は、

令和 7 年 4 月 1 日（火）（予定）から令和 8 年 3 月 18 日（水）まで

※すべて必着

➡ 登録（認定）申請方法

郵送または電子フォームにより申請してください。

詳細は特設 WEB サイトをご確認ください。

特設 WEB サイトはこちらから ▶



➡ よくある質問

Q 山梨県出身者以外でも支援対象となりますか？

A 出身地に関係なく支援対象となります。

Q 支援対象者となった場合、必ず対象企業に就職しなければなりませんか？

A 必ず対象企業に就職しなければならないものではありませんが、対象企業以外に就職した場合、返還支援は受けられません。

